

大和高田市こども家庭センターシステム構築・運用保守業務公募型プロポーザル仕様書

1. 適用

本仕様書は、大和高田市が受託者に委託して実施する大和高田市こども家庭センターシステム構築・運用保守業務について適用される主要な事項について定めるものであり、契約書に添付する仕様書は、交渉権者と協議の上、別途定めるものとする。

2. 業務名

大和高田市こども家庭センターシステム構築・運用保守業務

3. 本業務の目的

本市内に所在するすべての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援並びに児童虐待相談支援の記録等の電子化及び一元管理を実現することで、ケースの進行管理、サポートプラン等支援計画の作成管理、ジェノグラムを用いた会議資料の作成、統計報告、ケース検索に要する時間の縮減や作業効率の向上、情報共有等の事務の効率化を図ることを目的とする。

4. 履行期間

- (1) システム構築 契約締結日から令和7年9月30日まで
- (2) システム運用保守（システム利用料（運用及び保守費用）を含む。）
令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

5. 業務概要

- (1) システム導入
自治体向けWEB型システムを導入すること。
- (2) システムの利用端末設置場所
本市役所及び保健センター（大和高田市西町1番45号）とする。
- (3) システムの利用方式
クラウド方式（専用線利用、又はLGWAN-ASP利用のどちらかは問わない。回線の使用料はシステム利用料（運用及び保守費用）に含むこと。）

6. 作業範囲

調達範囲は、本システムが稼働するために必要なハードウェア及びソフトウェアの調達、設置、設定及び保守を含むものとする。

7. 契約の締結

交渉権者として選定された者と本市とが契約内容等について協議を行う。協議が整わなかった場合には、合計点が次に高い者と協議を行うこととする。

8. 基本情報等

- (1) 基本情報
 - ・利用端末台数 50台
 - ・アカウント数 50

(2) ユーザーインターフェース

クライアント用PCは、本市VMware系仮想環境ネットワークに接続された既存の端末を使用する。

動作要件については、下記に示すスペック、仕様で動作可能であること。

- ・OS: Windows 10、Windows 11
- ・ブラウザ: Microsoft Edge (Chromium版)
Google Chrome 64

- ・PDF: Adobe Acrobat Reader DC

その他、必要なソフトウェアがある場合は、導入費用に含むものとする。また、新規にブラウザをインストールする必要がある場合は、導入を行うこと。

(3) プリンターに係る前提条件

プリンターのメーカー及び機種に依存しないこと。

(4) ネットワーク環境における前提条件

庁内ネットワークに関しては、既設のネットワークを使用する。

(5) 外字等の対応

本市基幹システムにて使用している外字を表示できるように設定すること。

基幹システム外字表示用フォント: 日本加除出版社製「K A J O _ J フォント」

標準化対応後は、「行政事務標準文字 (M J +)」に対応できること。

(6) データ移行

- ① 現行システムで管理しているケース記録等を可能な限りデータ移行すること。
- ② データ移行作業は、基本的に本市指定の場所で行うものとするが、個人情報を含まないデータの移行作業については、事前の説明と申請を行い本市の許可をもって外部での作業を行うことを認める。
- ③ 作業責任者及び実作者を明確にし、本市担当者に報告すること。
- ④ 作業の都合上、媒体等にコピーしたデータは、作業開始前及び作業完了後に本市担当者の確認をとること。また、作業完了時には、本市担当者の確認のもと確実に消去すること。

9. システムの基本方針

- (1) 本市が本システムを利用し業務を遂行する上で、業務が滞りなく運営できるシステムとすること。
- (2) 標準パッケージである児童家庭相談システム又は母子保健相談システムの導入実績を生かして構築されたこども家庭センター向け相談システムであること。
- (3) 容易に操作及び運用ができ、視覚的に見やすく簡素なものであること。
- (4) 法改正等により、管理内容の変更や新たな登録内容の追加、保存された情報の更新が必要な場合に柔軟に対応できるシステムであること。
- (5) システム情報の機密保持・安全確保のため、ユーザごとのパスワード管理等のセキュリティ機能及び職員の利用、情報閲覧、情報更新等のアクセスログが残ること。
- (6) システムの速度性能は、日常業務運用において、業務の効率的な進行に支障がないものとする。

10. システム稼働環境に係る要件

(1) 基本的事項

- ①現行のクライアントでの動作を保証し、ソフトウェアのインストールが必要な場合には、受託者がインストールを行うこと。また、セットアップマニュアル等により職員が容易にソフトウェアのインストールができるように対応すること。
- ②システムに必要なソフトウェア及びライセンスは、全て受託者が用意すること。

(2) 既設システムとの連携提案における参考情報

①住民情報システム

現行システム：NEC製「COKAS-R/ADⅡ」

標準化後システム：NEC製「COKAS-R4G」（令和7年12月更新）

②要保護児童等情報共有システム

国が運用する「要保護児童等情報共有システム」

(3) データセンター要件

- ①本市の環境において十分な性能、容量を有する機器であること。
- ②データセンター規格は、日本データセンター協会が制定する評価基準 tier 3 準拠以上の設備であること。
- ③建物構造として、耐震構造であること。
- ④耐震震度が6強以上であること。
- ⑤無停電電源とする為の対策があること。
- ⑥24時間以上無停止の自家発電装置を完備していること。
- ⑦消火設備はガス系消火設備であること。
- ⑧高感度火災感知装置があること。
- ⑨空調設備は二重化等の冗長性を有していること。
- ⑩24時間365日の監視であること。
- ⑪退出管理や施錠等のセキュリティ対策があること。
- ⑫障害時の速やかな復旧作業に向けたデータ及びシステムのバックアップの仕組みと体制を整えていること。
- ⑬障害等によりデータが失われた際は、直近（前日）の状態に復旧できること。
- ⑭1日1回以上フルバックアップを行い、バックアップデータは5世代管理すること。

11. システム機能要件

(1) 大和高田市こども家庭センターシステム機能要件適合調査表（様式6）により回答すること。

なお、必須機能以外の機能要件に関しては、全ての項目を実現できなくとも企画提案はできるものとする。

対応範囲は、以下のとおりとする。

「○」：見積金額内で令和7年10月1日からの運用が可能

「△」：見積金額内で令和8年3月末までに運用が可能

「×」：見積金額内で対応が不可、又は令和8年3月末までに運用が不可

※必須機能が「×」の場合は、失格とする。

(2) 操作性・機能性

操作する者が、コンピューターに関する特別な知識が無くとも、容易に画面遷移や操作項目を選択できるインターフェイスを採用しているシステムであること。

業務目的の情報又は処理に到達できるように効率的な画面遷移を取り入れるほか、画面展開が遅延するような装飾等を行わず簡素なものにすること。

また、印刷をせずとも帳簿類等のイメージを画面で確認でき、電子ファイル(Microsoft Excel、CSV等)として保存できること。

12. データ容量

(1) データ容量

データ容量は、本市と同規模の自治体への導入事例、利用端末台数、アカウント数等を参考とし、システムを5年間運用することを想定した上で、必要十分な容量を確保すること。なお、システム運用開始以前のデータをシステムに登録する必要があることに留意すること。

また、容量不足は発生しない前提ではあるが、一部機器の増設で容量不足に対応可能な拡張性のある構成とすること。必要十分な容量を確保できず、一部機器の増設が必要となった場合は、無償で対応すること。

(2) データ移行

今後、システム更新時に他システムに変更となった場合でも、円滑にデータ移行ができるように、汎用的な形式で全てのデータを出力すること。なお、出力したデータには、データ項目がわかるようにヘッダー情報をつけ、テーブル定義書を添付すること。

13. 導入支援

(1) システム操作研修

本システムの稼働日までに職員研修を実施すること。

(2) マニュアルの作成

本番環境に合わせた画面を用い、操作マニュアルを作成し、稼働までにMicrosoft Word及びPDFで電子化したものを納入すること。

14. 運用・保守要件

(1) 保守に関する要件

- ①機器保守の範囲について、大和高田市こども家庭センターシステム構築業務委託契約で導入する機器とすること。
- ②システムの安定稼働に伴うサポート、障害時の対応、問い合わせ、年度切替等の支援を実施すること。
- ③全てのソフトウェアは、受託者又はメーカーが保守対象としているバージョンを使用すること。サービスパックやパッチについては、セキュリティに関して重要な修正を含むものを業務への影響を配慮しつつ、速やかに適用すること。
- ④システムの問合せ窓口を設置し、対応・管理すること。

(2) 運用に関する要件

- ①問い合わせ対応時間は次のとおりとする。

- ・電話問合せ受付時間：土日祝日、年末年始を除く平日午前8時30分から午後5時15分
- ・電子メール問合せ受付時間：24時間365日

②障害対応について、受付から30分以内に対応を開始すること。

③データセンターが起因する障害対応について、データセンターに常駐する保守要員による対応若しくは60分以内に保守要員を現地に派遣し対応を実施すること。

④障害対応について、対応の結果を速やかに本市へ報告すること。

(3) 運用支援

①クライアントの増設

クライアントの増設を職員で容易に出来るよう、セットアップに必要なファイルやセットアップマニュアルを提供すること。

②ソフトウェアの変更

クライアントの前提条件となるソフトウェアに変更又はバージョンアップがあった場合、システムの正常な稼働を保証するとともに、必要な対応を行うこと。

(4) バージョンアップ等

①システム運用保守契約期間中における機能改善等によるリビジョンアップは、必要に応じて行うこと。また、その費用は、契約金額に含むものとする。

②システム運用保守契約期間中における法・制度改正やバージョンアップへの対応について、システム運用保守の範囲に含めること。ただし、大規模なものについては、本市と協議の上、対応を決定するものとする。

15. 守秘義務

(1) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。また、そのために必要な措置を行うこと。なお、契約の解除後及び契約満了後も同様とする。

(2) 本市が提供する資料は、原則として閲覧のみとし、複写及び第三者への提供を行ってはならない。なお、提供資料は、作業終了後、速やかに本市に返却すること。

16. その他

(1) 他システムからの影響

今後、本市がNEC製「COKAS-R4G」へシステムを更新し、標準化対応した場合にあっても、今回導入するシステムに制限が加わらず、追加での請求が発生しないこと。

ただし、更新以降に大規模な改修が発生した場合については、本市と協議の上、対応を決定するものとする。

(2) 定めのない事項

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、本市と協議の上、決定するものとする。

17. 提案で考慮すべき事項

提案に当たっては、システムの活用、拡張性、効率的かつ効果的な方法等を考慮した追加の提案を実施すること。